

ご契約の手引き

定款・約款

財形住宅貯蓄積立保険

この冊子は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、大切に保管してください。

あなたの未来を強くする



住友生命

お願いとお知らせ	2
----------	---

ご契約の手引き	7
---------	---

約款の重要な事項ならびにご契約の取扱いについての大切なことがらをわかりやすくご説明したものです。ぜひ、ご一読ください。

説明事項ご確認のお願い	
特に次の項目はぜひご確認いただきたい内容のため、必ずご一読ください。 ご不明な点がございましたら当社までお問い合わせください。	
・ 責任開始期について.....	1 3
・ 保険料のお払込みについて.....	1 5
・ 保険金をお支払いできない場合について.....	1 5
・ 解約と返戻金について.....	1 6

※定款・約款についてはホームページ内に別途掲載しております。

お願いとお知らせ

生命保険募集人について

当社の担当者（生命保険募集人）は、保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の「代理権」はありません。

■ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が行う保険募集には保険契約締結の「媒介」と「代理」があります。

- ・媒介……保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します（生命保険募集人が保険契約のお申込みを受けただけでは保険契約は成立しません）。
- ・代理……生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

■ 当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

相互会社制度について

本項目および次項目の「基金の状況」は、2023年8月現在のものです。
最新の内容は、当社のホームページ（<https://www.sumitomolife.co.jp>）にてご確認ください。担当者にお問い合わせください。

1 当社の組織形態

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です（相互会社は保険業法により保険会社に認められた組織形態です）。相互会社には株式会社と異なり、株主が存在せず、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります（ただし、剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者については、当社定款の定めにより社員とはなりません）。この保険のご契約者は当社の「社員」となります。

2 総代会

- 当社は社員数が多いため、定款の定めにより、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただきます。総代の定数は180名、任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。総代の選出については、総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成される総代候補者選考委員会が候補者を選考し、その後、候補者の推薦に関する電子公告を行うとともに、全社員に就任の可否を伺う信任投票を実施します。不信任の投票数が全社員の100分の10に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

（総代会の傍聴制度）

- 当社では、社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。申込方法等については、総代会開催前の一定期間、当社ホームページにてお知らせします。

3 社員としての権利・義務

- 社員の皆さまには、保険業法や定款の定めに基づく権利として、次のようなものがあります。
 - ・総代選出にあたっての信任投票権
 - ・一定数以上の社員による総代会の議案提案権・招集請求権
 - ・定款や約款の定めに基づく社員配当金請求権 等
- 一方、社員の義務としては次のようなものがあります。
 - ・約款の定めに基づく保険料の払込義務

4 審議員会

- 会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議員会を設けています。審議員会では、社員から書面により提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。審議員の員数は定款の規定により25名以内となっており、会議については原則として年に2回開催しています。

5 ご契約者懇談会

- 当社では、社員の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、社員の皆さまのご意見を幅広く吸収し、経営に反映させていくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間、全国の支社・支部等の店頭に掲示してお知らせします。

基金の状況について

- 当社は、財務基盤の一層の充実を図るため、2023年度に500億円の基金^(※1)の募集を行い、基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は6890億円^(※2)となっています。
 - (※1)「基金」とは、株式会社の資本金に該当する相互会社の担保財産として保険業法で定められているもので、これを外部から募集することにより、自己資本の充実を図ることが可能になります。基金は償却（返済）の際に同額の基金償却積立金を積み立てなければならないため、基金償却後も募集した金額が確保されることとなります。
 - (※2)基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、基金償却積立金6390億円および2023年度に募集した基金500億円（2028年度償却予定）を合わせた額となります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金のお支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
※本商品は補償対象契約となります。

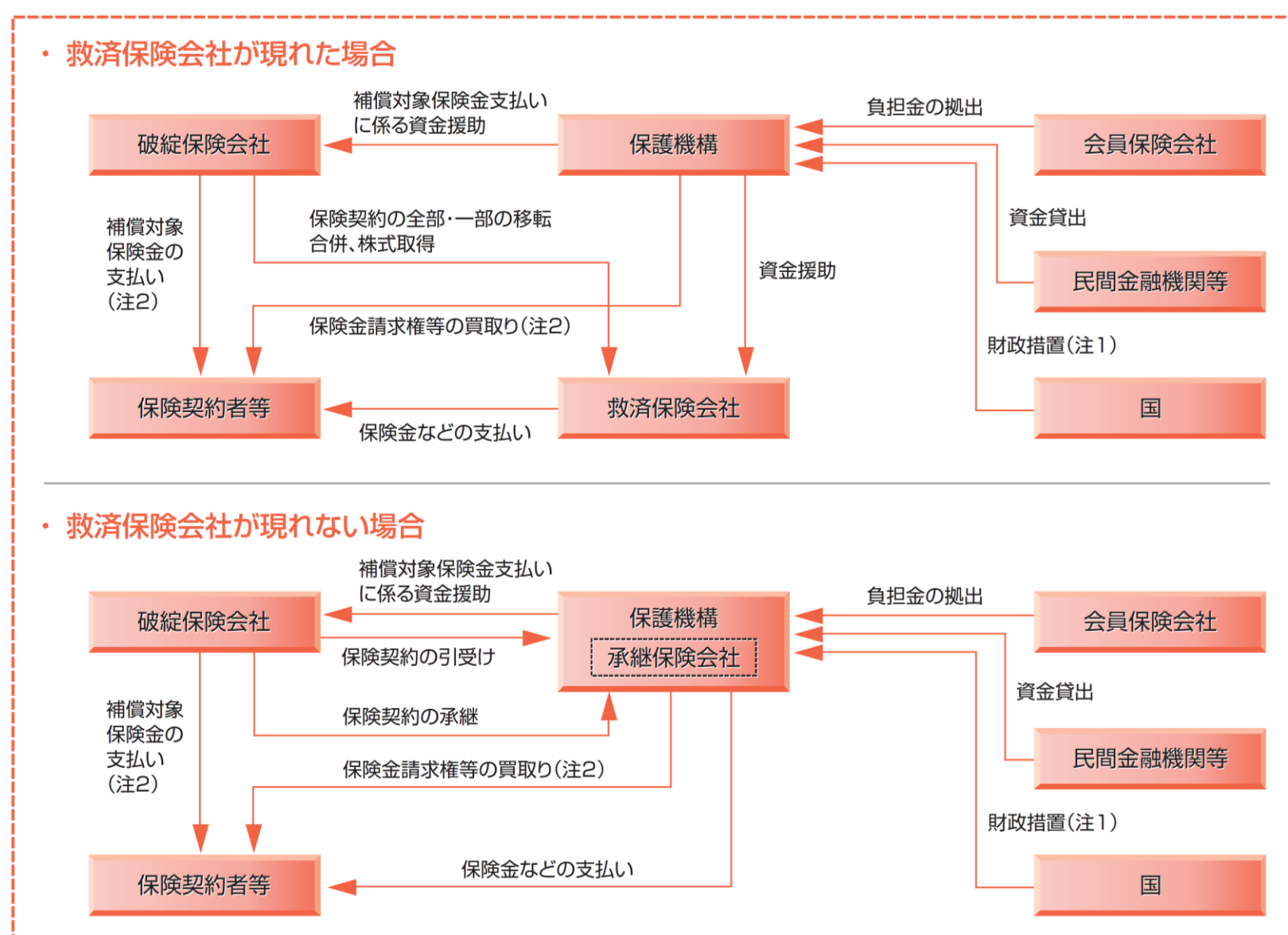
- (※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
- (※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が金融庁長官および財務大臣の定める基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{金融庁長官および財務大臣の定める基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

- (注1) 金融庁長官および財務大臣の定める基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に定められることとなっております。現在の率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。（当社では責任準備金を保険料積立金と呼称しています。）
- (※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■ なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

■ 仕組みの概略図



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、
会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て
補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などのお支払い、保護機構が補償対象契
約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率に
ついては、責任準備金等の補償限度と同率となります。
(高予定利率契約については、4頁(※2)に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に
基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構

TEL: 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

生命保険契約に関するご相談や苦情について

「一般社団法人 生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ADR）機関です。当社は、生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

1. 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
2. なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下の協会ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

取扱いはお勤め先との協定によります

ご契約を大切にお守りするため事務の取扱いについてお勤め先と当社で協定しております。事務上のお取扱い事項はお勤め先の規程によるほか、この協定に従って運営いたします。ご契約上のお申出事項は原則お勤め先を経由ください。また当社からのご連絡なども原則としてお勤め先を経由いたします。

非課税申告書の内容（氏名、住所、勤務先、賃金の支払者、非課税限度額）に変更があった場合には、速やかに変更申込書をご提出ください。

ご契約に関する照会やご連絡の際には、契約者番号、氏名、および生年月日をお知らせください。

ご契約の手引き

もくじ

主な保険用語のご説明	8
------------	---

財形住宅貯蓄積立保険の特長としくみ	9
-------------------	---

1 特 長	9
2 し く み	10
3 生存給付金、災害死亡保険金または災害高度障害保険金、 死亡給付金または高度障害給付金のお支払いについて	12

ご契約についての大切なことがら	13
-----------------	----

ご契約に際して

1 責任開始期について	13
2 受取人について	13
3 給付金・保険金などの税制上の取扱いについて	13
4 金額表示の取扱いについて	14
5 生命保険会社が経営破綻した場合等の取扱い	14

ご契約後について

1 保険料のお払込みについて	15
2 保険料払込みの限度額について	15
3 保険金をお支払いできない場合について	15
4 保険金などのお支払期限	16
5 解約と返戻金について	16
6 払込保険料・保険期間の変更について	16
7 保険期間の自動継続について	16
8 申告内容の変更について	17
9 退職等が発生した場合の取扱いについて	17
10 海外転勤が発生した場合の取扱いについて	17
11 育児休業等取得時の非課税措置の継続について	18
12 配当金のお支払いについて	18
13 取得する住宅の法的要件について	18
14 増改築する住宅の法的要件について	18
15 積立残高の通知について	19
16 財形持家融資制度について	19
17 保険金・給付金等のご請求に必要な書類	20
18 税制上の提出書類について	21

主な保険用語のご説明

テ 定	加 款	当社の組織と運営方法について定めたものです。			
ヤ 約	加 款	ご契約からお支払いまでのいろいろな取決めに記載したものです。			
ケ 契	ヤ 約	ヤ 者	シ 証	財形住宅貯蓄積立保険のご契約の証としてご契約者あて発行するものです。	
ケ 契	ヤ 約	ヤ 者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。この保険の場合は勤労者財産形成促進法に定める勤労者に限ります。		
ヒ 被	ホ 保	ケ 険	ヤ 者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。この保険では、ご契約者と同一人となります。	
ウ 受	トリ 取	ニ 人	保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。		
ホ 保	ケ 険	キ 金	ケ 金	被保険者の死亡、高度障害または所定の支払事由に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。	
ホ 保	ケ 険	リ 料	ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。		
セ 責	ニ 任	カ 開	シ 始	キ 期	申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいいます。この保険では第1回保険料相当額が賃金控除された日から保障が開始されます。
ケ 契	ヤ 約	ビ 日	保険期間の始期となる日をいい、上記の責任開始期を基準として勤務先単位で定めます。		
ケ 契	ヤ 約	ネ 年	レイ 齢	被保険者の年齢は満年齢で計算しますが、1年未満の端数については切り捨てます。	
ヤ 社	イ 員	ハイ 配	ト 当	キ 金	会社の毎年の決算により生じた剰余金から、ご契約者にお支払いするものを配当金といいます。
ツ 積	タ 立	キ 金	将来の保険金などをお支払いするために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てておくものをいいます。		
ヘ 返	レイ 戻	キ 金	ご契約が解約された場合などにご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。普通保険約款別表にその金額を例示しています。		
サ 差	イ 益			給付金・返戻金などのお支払金から払込保険料の合計を差し引いたもののことをいいます。	

財形住宅貯蓄積立保険の特長としくみ

1 特長

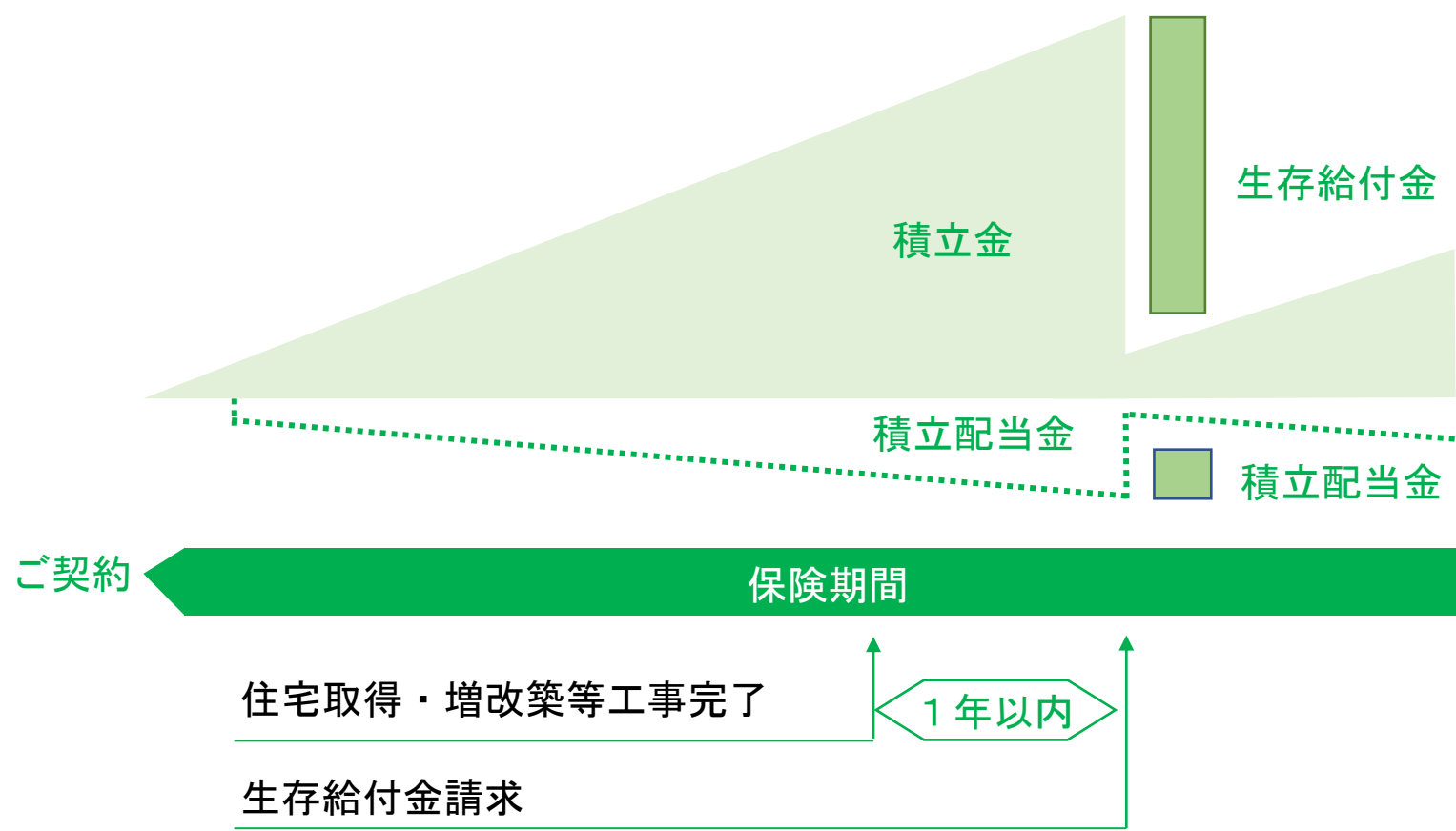
- (1) この保険は、持家購入または増改築等の資金づくりを目的としたものです。
- (2) 住宅取得（増改築等）のための頭金等または、住宅取得（増改築等）後その資金に充てる場合に、生存給付金をお支払いします。
- (3) **元本550万円**まで、利子非課税の恩恵が受けられます。

- 生保の財形住宅貯蓄は、元本預入方式（お払込保険料の合計が元本とされます。）のため、非課税枠を有効に活用できます。
- 財形としての非課税枠は、財形住宅契約および財形年金契約を通算して550万円を超えることはできません。
- この保険のお払込保険料は、一般の生命保険と異なり生命保険料控除の対象とはなりません。

- (4) 保険会社の財形ならではの災害保障つきです。
保険期間中に災害等により、被保険者が死亡または、所定の高度障害状態になられたときは、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を、災害死亡保険金または災害高度障害保険金としてお支払いします。
- (5) 保険期間中に、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたときは、それらの発生時における積立金を死亡給付金または高度障害給付金としてお支払いします。
ただし、災害死亡保険金または災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。

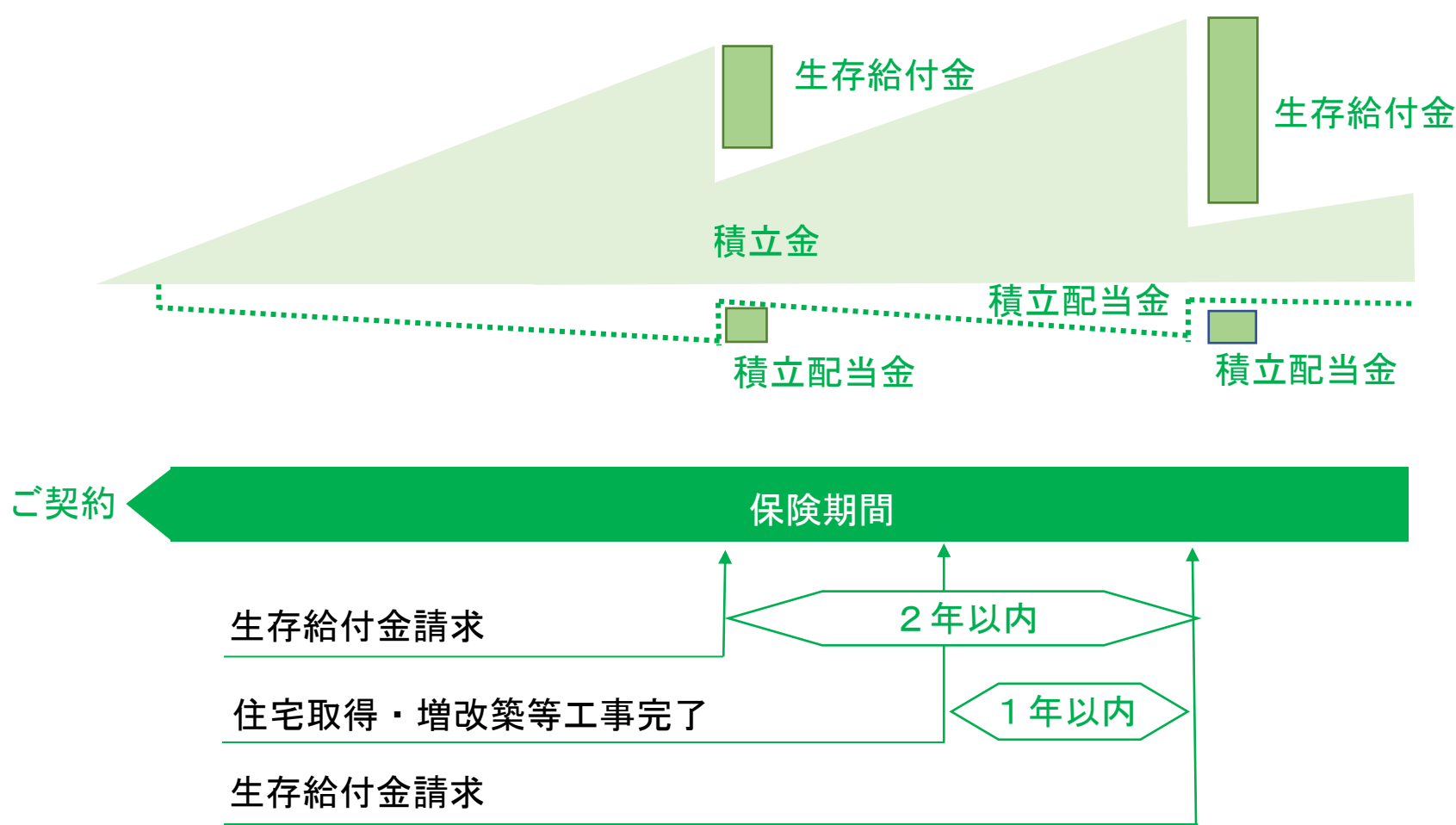
生存給付金のお支払い

- (1) 住宅取得または増改築等工事完了後のご請求の場合
 要した費用の名義割合分以下の金額を積立金から払い出すことができます。
 住宅取得・増改築等工事完了日から1年以内に手続きが必要です。



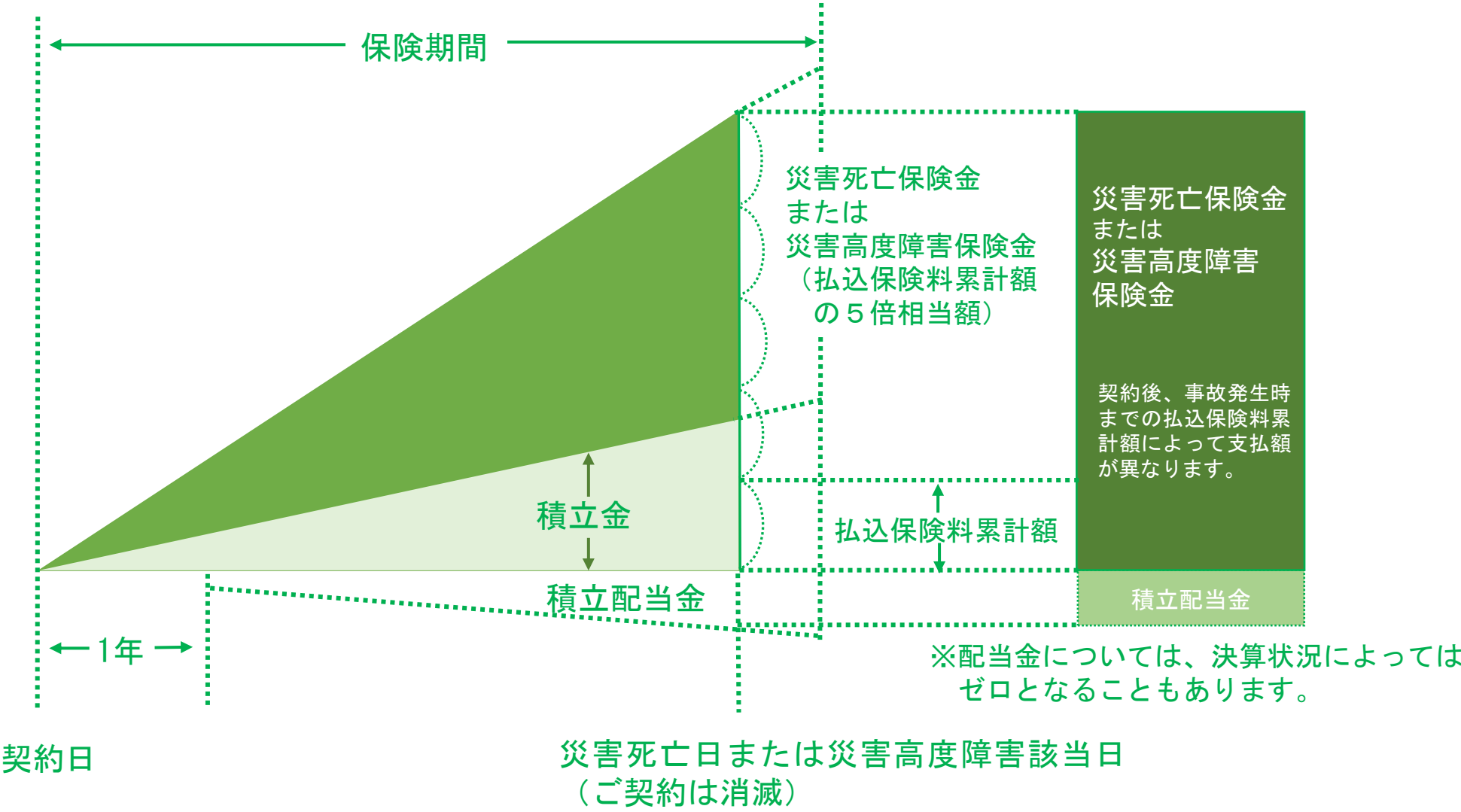
※配当金については決算状況によってはゼロとなることもあります。

- (2) 住宅取得または増改築等工事完了前のご請求の場合
 積立金の9割または要した費用の名義割合分のいずれか低い額以下の金額を積立金から払い出すことができます。
 お受取日から2年以内かつ住宅取得・増改築等工事完了日から1年以内に所定の書類を提出いただきます。
 その際、要した費用がすでに払出した額を上回った場合、その差額以下の金額を払い出すことができます。

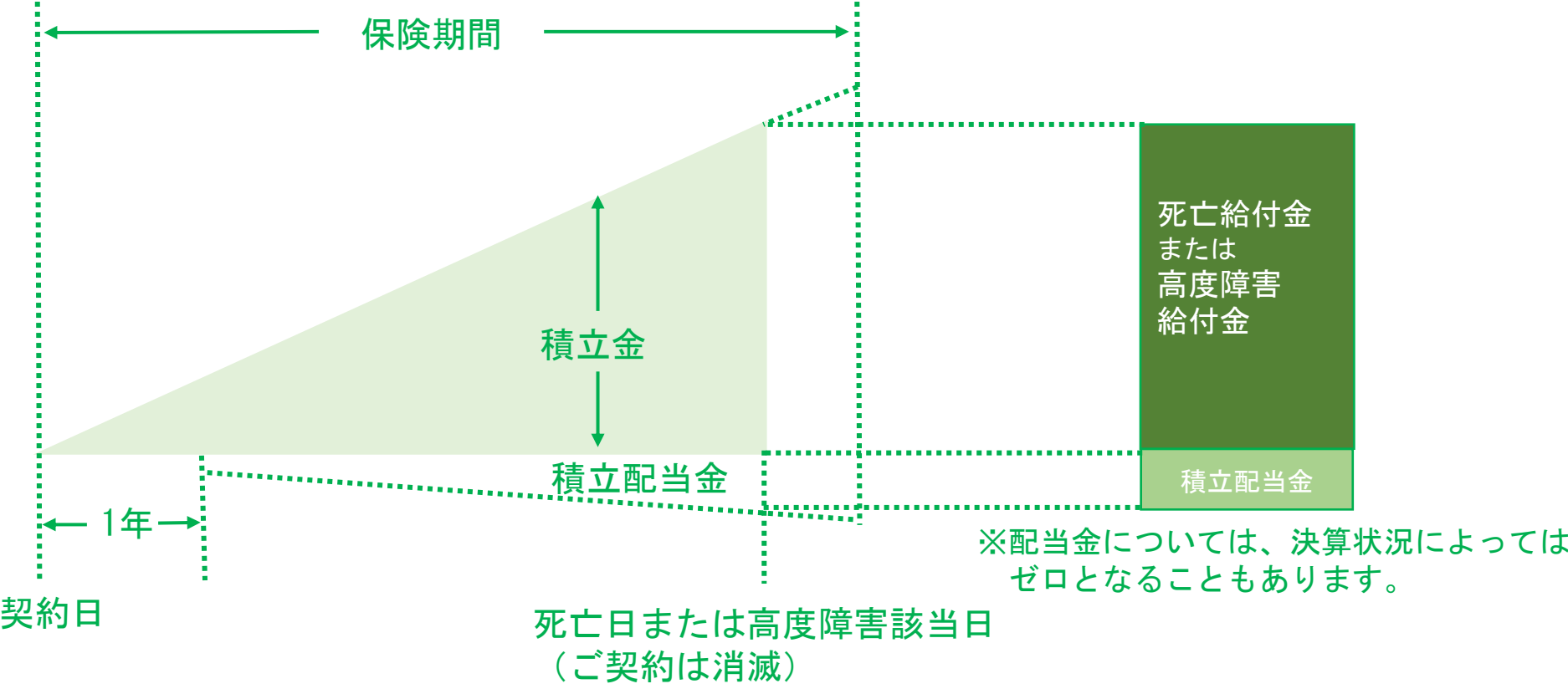


※配当金については決算状況によってはゼロとなることもあります。

災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払いについて



死亡給付金または高度障害給付金のお支払いについて



3 生存給付金、災害死亡保険金または災害高度障害保険金、死亡給付金または高度障害給付金のお支払いについて

お支払いする 給付金・保険金	お支払事由	お支払いする金額	受取人
生存給付金（※１）	（１）契約者が住宅取得（増改築等）後１年以内にその資金に充てるための生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者が生存されているとき。	払出基準日における積立金額の一部または全部（住宅取得（増改築等）費用（※２）まで）	契約者
	（２）契約者が住宅取得（増改築等）の頭金に充てるための生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者が生存されているとき。	払出基準日における積立金額の９割または住宅取得（増改築等）費用（※２）のいずれか低い額	
	----- 上記払出し後２年以内かつ住宅取得（増改築等）後１年以内に、その資金に充てるための生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者が生存されているとき。 （生存給付金として積立金の全部を受け取る場合は、保険契約は消滅し、ご契約から５年経過前であっても保険期間が満了したものとみなしてお取り扱いします。）	払出基準日における積立金額の一部または全部（住宅取得（増改築等）費用（※２）が頭金払出額を超えているときに限り、超えた額以下の積立金額まで）	
災害死亡保険金	被保険者が、責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から 180日 以内の保険期間中に、死亡されたとき。	原因となった偶発的な外来の事故発生時における払込保険料累計額の５倍相当額	災害死亡保険金 受取人
	被保険者が、責任開始日以後に発病した普通保険約款別表２に定める感染症を直接の原因として死亡されたとき。	原因となった感染症の発病時（当該感染症が発病した時として、当社が認定した時をいいます。）における払込保険料累計額の５倍相当額	
災害高度障害保険金	被保険者が、責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から 180日 以内の保険期間中に、所定の高度障害状態（詳しくは普通保険約款別表３をご覧ください。）になられたとき。 （災害高度障害保険金をお受け取りになったときは、高度障害状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。）	原因となった偶発的な外来の事故発生時における払込保険料累計額の５倍相当額	被保険者
死亡給付金（※１）	被保険者が、保険期間中に死亡されたとき。 ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が死亡された日における積立金額	死亡給付金 受取人
高度障害給付金（※１）	被保険者が、責任開始日以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態（詳しくは普通保険約款別表３をご覧ください。）になられたとき。 ただし、災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。 （高度障害給付金をお受け取りになったときは、高度障害状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。）	被保険者が高度障害状態になられた日における積立金額	被保険者

（※１）お払い込みいただいた保険料のうち一部は偶発的な外来の事故による保険金のお支払いや保険事業の運営に必要な経費に充てられるしくみになっています。
このためご契約後**67か月以内**（毎月払いのみによるお払込みの場合）の受取額は、払込保険料累計額より少ない金額になります。
（なお、予定利率の変動に伴い、記載の期間が変わることがあります。）

（※２）名義割合、築年数等によりお支払いする金額が変わります。

ご契約についての大切なことから

ご契約に際して

1 責任開始期について

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合には、ご契約者を雇用している事業主が、このご契約の第1回保険料に相当する金額をご契約者に支払う賃金から控除した日から、ご契約の責任を開始します。

2 受取人について

- (1) 生存給付金、災害高度障害保険金、高度障害給付金の受取人は、被保険者（契約者）と同一人です。
- (2) 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、被保険者の遺族とします。ただし、当社への通知（法律上有効な遺言を含む）により受取人を指定、またはその指定を変更することができます。（保険事故発生後は変更できません。）

※ここにいう被保険者の遺族とは、配偶者・子・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹（先順位の順序で記載。同一順位の受取人が複数おられる場合の受取額は均等額となります。）であって、被保険者の死亡の当時生存していた方とします。

3 給付金・保険金などの税制上の取扱いについて

生 存 給 付 金	非課税扱いになります。 ただし、要件違反となった場合は残りの積立金および既にお支払いした生存給付金の差益部分について20%（2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税を含めて20.315%）課税されます。なお、退職等の日から1年経過後2年以内の払出し手続きの場合は非課税でのお取扱いはできません。（退職等の日から2年以内に「勤務先変更」または「承継」等の手続きをされた後の払出しを除きます。） [要件違反の例] ・住宅取得（または増改築等工事完了）前に積立額の9割または住宅取得（増改築等工事）費用のいずれか低い額以下を払い出した後、その払出日から2年以内または住宅取得日（または増改築等工事完了日）から1年以内のいずれか早い日まで、財形法および同法施行令に基づく書類の提出がなかったとき ・生存給付金払出しをした後も積立金が残し、ご継続いただいた場合で、その払出日から5年以内に要件外払出しがなされたとき
解 約 返 戻 金	課税扱いになります。 解約返戻金の差益部分（解約返戻金＋積立配当金－払込保険料累計額）が課税の対象額となり20%（2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税を含めて20.315%）課税されます。
災 害 死 亡 保 険 金 死 亡 給 付 金	相続税が課せられます。 ただし、災害死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人である場合には、〔500万円×法定相続人の数〕を限度として非課税扱いの特典があります。（死亡給付金はこの特典が受けられません。）
災害高度障害保険金 高 度 障 害 給 付 金	非課税扱いになります。

2023年11月現在

4 金額表示の取扱いについて

普通保険約款「別表4 返戻金額例表」については、現在の保険料、積立金等の計算の基礎に基づいて算出した金額であり、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により変動することがあります。したがって、将来のお支払額を保証するものではありません。

5 生命保険会社が経営破綻した場合等の取扱い

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

1 保険料のお払込みについて

- (1) 保険料は、お勤め先でご契約者の毎月(または毎賞与時)の賃金から控除いただいたうえ、お勤め先がご契約者に代わって直接お払い込みいただきます。
- (2) 保険料は、毎月または毎賞与時に定期的にお払い込みいただくことが必要です。
- (3) 保険料の立替のお取扱いはありません。

賃金控除以外の方法は法律違反となり、払込みはできません。

2 保険料払込みの限度額について

非課税最高限度額が保険料払込みの限度額となります。もし、途中で非課税枠を超えることとなる場合は、その後の保険料の払込みを続けることはできません。
なお、保険料積立の中断が2年を超えると解約されたものとみなします。その場合は、課税扱いとなります。

3 保険金をお支払いできない場合について

災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払事由が発生しても、次の場合には保険金をお支払いできません。

なお、この場合には、死亡給付金または、高度障害給付金をお支払いします。

- (1) 被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失によるとき
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (8) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき（ただし、その程度によっては災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります）

次の場合は保険金、給付金のお支払いもできませんのでご注意ください。

- (1) 保険金、給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者または受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除されたとき

さらに、次の場合はすでに払い込まれた保険料もお返しいたしません。

- (2) 詐欺によるものとし、ご契約が取り消されたとき
- (3) 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の不法取得目的があったものとして、ご契約が無効になったとき

4 保険金などのお支払期限

保険金などのご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（※）の翌日から起算して5営業日以内に保険金などをお支払いします。ただし、保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、事前にご連絡のうえ、お支払期限を変更することがあります。

（※）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

5 解約と返戻金について

- （1）ご契約はいつでも解約することができます。
- （2）保険料をお払い込みにならない場合には、最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過する日に解約されたものとみなします。
- （3）お払い込みいただいた保険料のうち、一部は偶発的な外来の事故による保険金のお支払いや、保険事業の運営に必要な経費に充てられるしくみになっています。
このためご契約後**67か月以内**（毎月払いのみによるお払込みの場合）に解約されますと、返戻金は払込保険料累計額より少ない金額になります。（なお、予定利率の変動に伴い、記載の期間が変わることがあります。）
- （4）住宅取得（増改築等）のための頭金等に充てるため生存給付金（積立金の9割まで）のお支払い後2年以内または住宅取得日から1年以内のいずれか早い日までに、財形法および同法施行令に基づく必要書類の提出がなかったとき、生存給付金支払日から起算して2年を経過した日に解約されたものとみなします。
- （5）災害等の事由により契約を解約される場合、住所地の所轄税務署の確認を受けていただくと非課税扱いとなります。

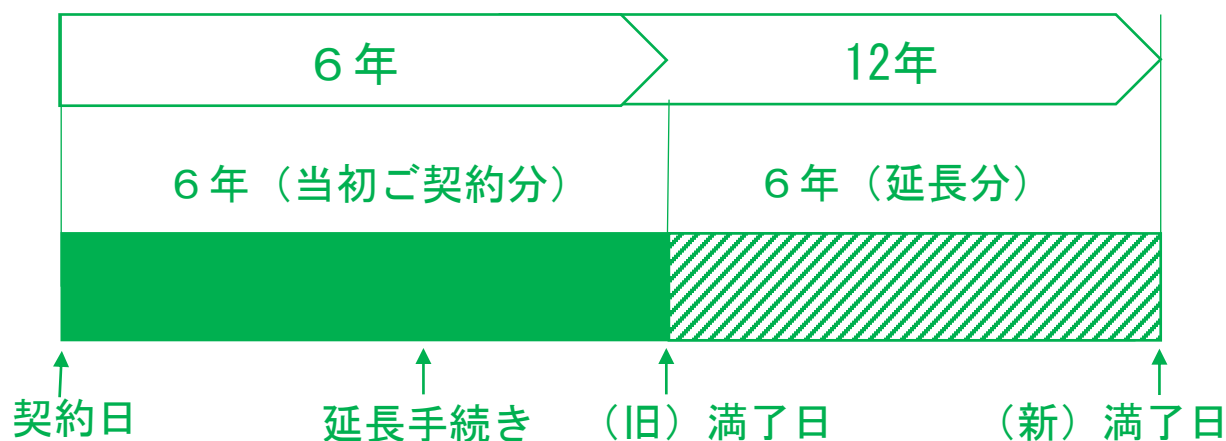
6 払込保険料・保険期間の変更について

- （1）保険期間中であれば、いつでも払込保険料・保険期間を変更することができます。

・ **払込保険料の変更**：100円単位で増額（または減額）することができます。



・ **保険期間の変更**：保険期間は6年以上40年（上限年齢85歳）までの範囲内で期間を年単位で延長・短縮することができます。



- （2）お手続きにあたっては、「財形変更申込書」をご提出ください。

7 保険期間の自動継続について

保険期間満了時までに積立金の全部に相当する生存給付金のお支払いの請求がない場合は、保険期間を最長40年かつ保険期間満了時年齢は満85歳を上限とし、**1年ごとに自動延長**します。

8 申告内容の変更について

- (1) 次の内容に変更が生じた場合には、必ず変更手続きを行ってください。
- ・非課税の最高限度額（当社に申告されている分）
 - ・ご契約者の氏名・住所
 - ・勤務先：ご契約者の賃金の支払事務を行っている事務所・事業所等のことをいいます。
 - ・賃金の支払者：ご契約者の賃金の源泉徴収・納税事務を行っているところをいいます。
（給与所得者の扶養控除等申告書を提出する際に経由するところです。）
- ※ 9「退職等が発生した場合の取扱いについて」を、あわせてご確認ください。
※ 海外転勤の場合は、10「海外転勤が発生した場合の取扱いについて」をご確認ください。
- (2) お手続きにあたっては、「財形非課税住宅貯蓄 限度額変更 異動（勤務先異動）申告書」をご提出ください。

9 退職等が発生した場合の取扱いについて

- (1) 退職等された日から2年以内に転職され、次の手続きをされたときにはご契約を継続することができます。

新しいお勤め先が、当社の財形制度を採用している場合

「財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書」を新しいお勤め先を経由して当社へご提出のうえ、保険料のお払込みを再開していただく必要があります。

新しいお勤め先が財形制度を採用しているが、当社とお取引がない場合

新しいお勤め先のお取引金融機関と新たにご契約いただき、「転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」等をご提出された場合、当社のご契約の解約返戻金を新たなご契約の保険料に充当し、ご契約を承継することができます。
ご契約状態によっては、継続いただけない場合がございますので、継続希望の方は当社までお問い合わせください。

- (2) ご契約を継続することができない場合は、退職日から2年以内にご契約を解約していただくことになります。
- (3) 代表権または業務執行権を有する役員になられた場合は、財形住宅への加入資格を欠くため、事由発生日から1年以内にご契約を解約していただくことになります。

10 海外転勤が発生した場合の取扱いについて

- (1) 次の場合には、ご契約を継続することができます。
- 海外転勤後も、現在のお勤め先との間に雇用関係が継続していることが必要です。
ただし海外転勤期間は7年以内に限ります。7年を超えることとなった場合には、ご契約を解約していただくことになります。
なお、海外勤務中は保険料のお払込みは中断していただきます。
- (2) 手続き方法
- ア. 出国前に「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」をご提出ください。（提出されない場合は、不適格事由（※1）に該当いたします。）
- イ. 国内勤務に変わられた場合には、国内勤務されることとなった日から2か月以内に、「海外転勤者の国内勤務申告書」を必ずご提出ください。保険料のお払込みを再開していただくことができます。
（提出されない場合は、継続適用不適格事由（※2）に該当いたします。）

ご注意 不適格事由（※1）、継続適用不適格事由（※2）に該当した場合、該当した日から1年を経過した日に解約されたものとみなします

- （※1）「不適格事由」とは、ご契約者が退職・転任等によりその勤務先の勤労者の資格を失った場合、もしくは「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出せず海外転勤された場合、または勤務先が財産形成非課税住宅貯蓄の取扱いを廃止した場合等をいいます。
- （※2）「継続適用不適格事由」とは、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出して海外転勤されたご契約者が、出国の日から7年以内に帰国されなかった場合、または帰国後2か月以内に「海外転勤者の国内勤務申告書」を提出されなかった場合等をいいます。

11 育児休業等取得時の非課税措置の継続について

- (1) 育児休業等(※1)を取得する際、育児休業等開始日までに所定の申告書(※2)を提出すれば、最長で子が3歳到達日まで引き続き利子等について非課税措置の適用を受けられます。なお、育児休業等期間中の保険料の払込みは中断していただきます。
- (2) 育児休業等が終了したときは、復帰日以降最初に到来する払込日(給与支給日)に保険料の払込みを再開していただく必要があります。(払込みの再開がないときは育児休業等終了日の翌日に解約されたものとみなします。)

(※1) 産前産後休業および3歳未満の子に係る育児休業

(※2) 「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」

12 配当金のお支払いについて

- (1) 配当金は、ご契約後2年目からお支払いします。
- (2) 毎年の配当金は、所定の利率により当社に積み立てていただき、生存給付金等のお支払いの際にあわせてお支払いします。
- (3) 配当金のみのお支払いはできません。
- (4) 配当金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定しておりません。(将来お支払いする配当金は、決算状況によってはゼロとなることもあります。)

13 取得する住宅の法的要件について

- (1) ご契約者本人名義の持家としての居住用住宅であること。
(共有名義のときは持分に対する費用までが払出可能金額となります。)
- (2) 住宅の登記事項証明書の居住用部分の床面積が50㎡以上あること。ただし、令和5年12月31日までに建築確認を受けた新築住宅、または建築後使用されたことのない住宅については床面積が40㎡以上であること。
(売買契約書や工事請負契約書に記載の床面積と異なることがあります。)
- (3) 取得する住宅に居住用以外の部分があるときは、居住用部分の床面積が全体の1/2以上であること。(払出可能金額は、建物金額に居住用部分の床面積の割合を乗じて計算した金額になります。)
- (4) 中古住宅を取得されるときは、昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。
ただし、一定の耐震基準を満たしていれば築後要件はありません。(※)
(※) 一定の耐震基準を満たすことは建築士等が発行する「耐震基準適合証明書」によって証明されます。

14 増改築する住宅の法的要件について

- (1) 工事対象住宅がご契約者本人名義の居住用住宅であること。
(共有名義のときは持分に対する費用までが払出可能金額となります。)
- (2) 75万円を超える費用を伴う増築、改築、建築基準法に定める大規模修繕・模様替えであること。
- (3) 増改築を行った後の住宅の登記事項証明書の居住用部分の床面積が50㎡以上あること。
(工事請負契約書に記載の床面積と異なることがあります。)
- (4) 増改築する住宅に居住用以外の部分があるときは、居住用部分の床面積が全体の1/2以上であること。工事金額の1/2以上が居住用部分の工事であること。
(払出可能金額は、全体の工事金額に居住用部分の床面積の割合を乗じて計算した金額になります。)
- (5) 増改築等工事証明書、確認済証、検査済証(工事金額が75万円超かつ100万円未満の場合は「増改築等工事完了届」)が提出できる工事であること。

15 積立残高の通知について

当社は、年1回以上、ご契約者に「財形 積立金額等のご案内」をお送りし、積立残高をお知らせします。

16 財形持家融資制度について

この保険に加入した場合には、持家の取得に際し、独立行政法人勤労者退職金共済機構からお勤め先等を通じて、または独立行政法人住宅金融支援機構もしくは沖縄振興開発金融公庫から（公務員の場合は独立行政法人勤労者退職金共済機構から共済組合等を通じて、もしくは共済組合等から）融資が受けられます。
ただし、借入申込資格を有する場合に限ります。

お手続き等につきましてはお勤め先の財形事務担当者、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、共済組合等または財形融資業務の取扱金融機関にお問い合わせください。

なお、個人融資の場合の資格の有無の判定および貸付限度額の決定の基準となる「預貯金等の額」とは、この保険の場合、責任準備金相当額と社員配当金（これに付される利息を含みます。）の合計額をいいます。

17

保険金・給付金等のご請求に必要な書類

請求内容 必要書類	解約 返戻金	住宅取得のための 生存給付金		増改築等工事のため の生存給付金		災害 死亡 保険金	死亡 給付金	災害 高度 障害 保険金	高度 障害 給付金
		取得前	取得後	工事 完了前	工事 完了後				
財形支払請求書	○	○	○	○	○				
本人確認書類（写し）（※1）	○	○	○	○	○			○	○
契約者証（※2）	○		○		○	○	○	○	○
住民票（写し） （発行後6ヶ月以内のもの）		△ （※3）	○	△ （※3）	○				
住宅の登記事項証明書 （旧登記簿謄（抄）本）（写し） （発行後6ヶ月以内のもの）		△ （※3）	○	△ （※3）	○				
耐震基準適合証明書（写し）（※4）		△ （※3）	○						
住宅の工事請負契約書（写し） または売買契約書（写し）		○	○	○	○				
増改築等工事証明書（写し） または増改築等工事完了届（※5）				△ （※3）	○				
財形死亡給付金・ 災害死亡保険金請求書						○	○		
財形高度障害給付金・ 災害高度障害保険金請求書								○	○
戸籍謄本（写し）（※6）						○	○		
死亡診断書（写し）						○	○		
障害診断書								○	○
受傷状況報告書						○		○	
交通事故証明書（写し）（※7）						○		○	
代表選任届（※8）						○	○		
ご契約者のマイナンバー確認書類 （写し）（※9）						○	○		
受取人さまのマイナンバー確認書類 （写し）（※9）						○	○		
受取人さまの本人確認書類 （写し）（※9）						○ （※10）	○ （※10）		

- （※1）運転免許証・パスポート・健康保険証などの写し（ただし、ご請求金額が300万円以下のときは提出不要です。）
以下の書類は該当箇所を黒塗りのうえご提出ください。
健康保険証：記号、番号、枝番、保険者番号、二次元コード
- （※2）契約者証を紛失されている場合は提出不要です。
- （※3）住宅取得（増改築等工事完了）前のご請求時には提出不要。住宅取得（増改築等工事完了）後にご提出が必要です。
- （※4）取得される住宅が昭和56年12月31日以前に建築されたもので、耐震基準に適合する住宅の場合に限ります。
- （※5）増改築等工事完了届は、工事金額が75万円超100万円までの場合に限ります。
- （※6）ご契約者と受取人さまの戸籍謄本（死亡事実と続柄の判明するもの）をご提出ください。
受取人さまが配偶者さま以外で戸籍が改製されている場合は、改製前の戸籍謄本もご提出ください。
受取人さまが未成年の場合は、未成年者と親権者の戸籍謄本（親権者がいないときは、後見人就任の記事がある受取人さまの戸籍謄本）が必要です。
- （※7）交通事故の場合、自動車安全運転センター発行のものをご提出ください。
- （※8）同順位の受取人さまが2名以上の場合、ご提出ください。
- （※9）災害死亡保険金、死亡給付金が100万円を超える場合、ご提出ください。
- （※10）写真あり（運転免許証・パスポートなど）のとき、いずれか1つ
写真なし（健康保険証・印鑑証明書・戸籍謄本など）のとき、いずれか2つ
以下の書類は該当箇所を黒塗りのうえご提出ください。
健康保険証：記号、番号、枝番、保険者番号、二次元コード

上記必要書類は、2023年11月現在のものです。
ご請求の内容によって、上記書類以外の書類のご提出をお願いすることがあります。

提出を要する場合	提出書類	提出時期	備 考
財形住宅貯蓄積立保険を契約する場合	財産形成非課税住宅貯蓄申込書	_____	勤務先を経由して当社あて提出
	財産形成非課税住宅貯蓄申告書	財形住宅貯蓄積立保険の契約申込書を提出する時	勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
申告した非課税扱いの最高限度額を変更する場合	財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書	_____	同上
・ 契約者の氏名または住所の変更があった場合 ・ 勤務先（賃金の支払者）の名称または所在地の変更があった場合	財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	変更の事由が生じた時から遅滞なく	同上
契約者が、転職等により、当社の財形制度が採用されている他の勤務先へ異動した場合	財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書 （当社との契約を継続できる場合）	元の勤務先の勤労者でなくなった日から起算して2年以内	他の勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
契約者が、転職等により、当社の財形制度が採用されていない他の勤務先へ異動した場合	転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書 （他金融機関の契約に承継の場合）	同上	他の勤務先および他の金融機関を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
海外転勤により出国する場合	海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	出国する日まで	出国時の勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出した者が国内勤務することとなった場合	海外転勤者の国内勤務申告書	国内勤務することとなった日から起算して2か月以内	出国時の勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
ご契約を解約される場合、および住宅取得後に生存給付金を請求される場合	財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書	_____	勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
育児休業等を取得する際に、非課税特例措置の適用を受ける場合	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等開始日まで	同上
「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出した者が育児休業等の期間を変更する場合	育児休業等期間変更申告書	当初の育児休業等の終了日または変更後の終了日のいずれか早い日まで	同上

あなたの未来を強くする



住友生命



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

スミセイコールセンター



0120-307506

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）

2023年11月改訂